

鳩山町地域防災計画一部見直しの概要について

1 一部見直しの趣旨

町では鳩山町の地域に係る災害について、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、必要な事項を定めた「鳩山町地域防災計画」を策定しています。この度、町では平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正及びそれを受けた国、埼玉県の防災計画の改正を踏まえ、鳩山町地域防災計画の改正をすることとしました。

2 平成 25 年 6 月 21 日公布の災害対策基本法について

改正の概要

◆大規模広域な災害に対する即応力の強化

- 災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有
- 地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設
- 地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の応急対応一般に拡大
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えを強化

◆大規模広域における被災者対応の改善

- 都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で物資等を供給できることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設
- 市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域避難）に関する調整規定を創設

◆教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上

- 住民の責務として災害教訓の伝承を明記
- 各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化することを規定
- 地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のあるものを追加

◆残された課題

- 自然災害による国家的な緊急事態への対処のあり方
- 避難の概念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 被災者支援の充実
- 減災等の理念の明確化と多様な主体による防災意識の向上
- 復興の枠組みの整備
- その他災害対策法制全体の見直し

3 一部見直しの概要等

◆自主防災組織の充実【第1編 総論 第3章 防災地域づくり 第2節 自主防災組織の充実】

- 地区防災計画の策定

地区防災計画を通し、住民の自主的な防災組織が行う防災に資する活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るよう努める。

◆避難【第1編 総論 第4章 体制整備 第8節 避難】

- 避難計画の概要

指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、住民等に周知を図る。

- 避難計画の策定

県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

- 避難所及び避難路の確保

指定緊急避難場所を事前に選定確保する。

- 広域避難所の指定

指定緊急避難場所のうち、大規模火災を避けるために広域避難所を選定確保する。

◆避難行動要支援者の対策【第2編 震災 第2章 応急対策 第21節 避難行動要支援者への配慮】

- 避難行動要支援者の範囲

高齢者、障がい者、その他町長が認めるもの。

- 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿の記載事項（氏名、生年月日、性別、住所等）

- 避難支援等関係者への事前の名簿情報提供
名簿提供先の一例を記載
- 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
年度における更新回数、個人情報、プライバシー保護、支援関係者への措置
- 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備
 - ・避難のための情報提供体制の整備
 - ・避難支援等関係者の安全確保の体制整備
 - ・避難行動要支援者全体計画及び個別計画の策定
 - ・救急医療情報キットの普及
 - ・防災教育及び訓練の実施
 - ・地域との連携
- 避難行動要支援者に配慮した避難所運営体制等の整備
 - ・福祉避難所の指定及び環境整備
 - ・避難行動要支援者支援班の整備
- 相談体制の確立
 - ・被災者からの相談体制（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）の整備
 - ・被災者に対してメンタルケアが出来るよう専門職員の確保に努める。
- 社会福祉施設等入所者への対策
 - ・施設管理者は「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、町は西入間広域消防本部と連携してこれを指導するよう努める。
- 外国人への対策
 - ・外国人の所在の把握
 - ・防災基盤の整備
 - ・防災知識の普及・啓発
 - ・防災訓練の実施
 - ・通訳・翻訳ボランティアの確保